

平成21年4月27日

プレジャーボート等小型船舶に対する 安全キャンペーンを実施します

プレジャーボートの海難事故発生件数は年間900件前後と依然として海難全体の3割を超える状況が継続するとともに、死者・行方不明者を伴う海難についても全体の約3割をプレジャーボート関連が占めている状況です。また、近年、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年約3~4万隻発生していることが明らかになっています。このような小型船舶を放置すると、船体・機関の整備不良の可能性も高まり海上の人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、平成19年度より小型船舶に対する安全確保対策を実施していますが、一定の未受検船が船舶検査を適切に受ける等対策の効果が現れている状況です。こうした安全確保対策は継続して実施することにより、安全確保の実効が上がるものと考えられること、さらに平成20年4月1日から小型漁船の救命胴衣着用義務範囲の拡大^(※1)を行ったことから、本年度も引き続き実施するものです。

なお、小型船舶操縦者の遵守事項^(※2)についての周知啓蒙を伴うパトロール活動の際にも、合わせてこれらの事項の確認を行うことにより、ソフト・ハード両面から小型船舶の安全確保を推進することとします。

九州運輸局管内においては、マリンレジャー活動が活発となるゴールデンウィークから夏期休暇期間中にかけて、下記のとおり、安全キャンペーンを実施することとします。

記

1. 重点実施期間

平成21年4月29日（水）から同年8月31日（月）まで

2. 実施内容

(1)、(2)に掲げる事項に関する周知啓蒙とパトロール指導及び(3)に掲げる事項に関する周知啓蒙をリーフレットの配付等により実施します。

- (1) 船舶検査受検
- (2) 小型船舶操縦者免許
- (3) 一人乗り小型漁船に対する小型船舶用救命胴衣等の着用義務付け

3. 実施主体

九州運輸局（各運輸支局及び海事事務所を含む）の職員が海上保安部等と連携しつつ実施します。

4. キャンペーン活動

重点実施期間の開始に際し、4月30日（木）に以下の要領で、キャンペーン活動を実施する予定です。

時間：午後2時から

場所：福岡マリーナ

（〒811-0322 福岡市東区大岳4丁目2-61、電話 092(603)2268）

方法：小型船舶所有者等に対し、リーフレット等を配布することにより、安全確保について注意を喚起することとしています。

実施者：九州運輸局海上安全環境部 海事技術専門官（検査官）等

※1 小型漁船の救命胴衣着用義務範囲の拡大

一人乗り小型漁船において船外転落事故が多発していることから、平成20年4月1日より、適切な連絡手段を確保しているか否かにかかわらず、航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事する場合、救命胴衣等の着用が義務付けられました。

※2 小型船舶操縦者の遵守事項

小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に法令で次の遵守事項を定めています。

- ① 酒酔い等操縦等の禁止
- ② 危険操縦の禁止
- ③ 免許者の自己操縦
- ④ 救命胴衣の着用義務 等

（ご関心のある方は、下記お問い合わせ先にご連絡の上、当日、福岡マリーナのクラブハウスにお越し下さい。）

（問い合わせ先）

九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課
課長 西村、高田 電話 092-472-3174